

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況(※1)にある方

※1 離職や廃業と同程度の状況にある場合とは、雇用で就業している方については、本人の責めによらない理由により勤務日数や就労時間が減少した場合を指す。



仕事がない・減った。
家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄	
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>	
収入が下記の収入基準額以下で、かつ資産が下記の金額以下ですか？ 【豊岡市の場合】（4人以上は別基準）	<input type="checkbox"/>	
収入基準額（月額）		単身世帯 78,000円+家賃 2人世帯 115,000円+家賃 3人世帯 140,000円+家賃
支給家賃額（上限額）		32,300円 39,000円 42,000円
資産(預貯金)	468,000円 690,000円 840,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>	

すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、下記へお問い合わせください。

問合せ：豊岡市役所社会福祉課(豊岡市立野町12-12 豊岡市立野庁舎)

☎0796-24-7031 【受付時間：月～金曜日 9:00～17:00】

※窓口相談は、豊岡市総合相談・生活センター「よりそい」が行います。
予約制としていますので、まずは電話でご連絡ください。